

2024年10月23日

各 位

会 社 名 株式会社明光ネットワークジャパン  
代表者名 代表取締役社長 山下一仁  
(コード番号 4668 東証プライム)  
問合せ先 上席執行役員経営企画部長 坂元 考行  
(TEL 03-5860-2111 代表)

### 役員報酬制度の改定に関するお知らせ

当社は、2024年10月23日開催の取締役会において、当社の取締役の報酬制度を改定することを決議し、関連する議案を2024年11月15日に開催予定の当社第40回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、以下のとおり、お知らせいたします。

#### 1. 報酬制度の改定の概要及び理由

##### (1) 従前の報酬制度

当社は、2022年11月18日開催の第38回定時株主総会において、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の金銭報酬について年額300百万円以内（役員賞与を含み、使用人分給与は含まない。）とすること、及び、信託を用いた株式報酬について、業績連動報酬（株式報酬）における信託期間（当初4年間）中に取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役は除く。）への報酬として拠出する金額の上限を、金銭報酬枠とは別枠で、1事業年度あたり70百万円、取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役は除く。）に付与されるポイント総数の上限を、1事業年度あたり40,000ポイント（1ポイントは当社株式1株）とすることを、それぞれご承認いただいております。

また、2023年11月17日開催の第39回定時株主総会において、当社の取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るさらなるインセンティブを付与するとともに、取締役と株主の皆様とのより一層の価値共有を進めることを目的として譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入し、現行の取締役の金銭報酬枠の範囲内で、当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。以下「対象取締役」といいます。）に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額について年額50百万円以内、本制度により発行又は処分される当社の普通株式の総数について年7万株以内とすることをご承認いただいております。

##### (2) 報酬制度の改定の概要及び理由

今般、信託を用いた株式報酬制度よりも、譲渡制限付株式報酬制度の方が、取締役が直接株式を保有するため、金銭による配当が付与されるなど、取締役が株主の皆様とより近い目線で経営を行い、株価及び業績向上への取締役の意欲や士気をより一層高めることが可能であること等を踏まえ、信託を用いた株式報酬制度を廃止し、取締役に対する株式報酬制度は、譲渡制限付株式報酬制度のみとすること及び当該制度を一部改定することにつき、ご承認をお願いしたいと存じます。

つきましては、現行の取締役の金銭報酬枠とは別枠で、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、当社の取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るさらなるインセンティブを付与するとともに、取締役と株主の皆様とのより一層の価値共有を進めるといふ目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額100百万円以内とし、本制度により発行又は処分される当社の普通株式の総数は年10万株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普

通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分される当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整します。）といたしたいと存じます。また、各対象取締役への具体的な配分については、直近事業年度における連結営業利益の水準やESGを含む複数の評価項目を踏まえて、指名報酬委員会の諮問を経て、取締役会において決定することといたします。

なお、譲渡制限付株式報酬制度に関する議案が本株主総会で承認可決されることを条件として、信託を用いた株式報酬制度を廃止し、本株主総会の開催日が属する事業年度の直近事業年度分に係るポイント付与を最後に、新たなポイントの付与は行わない予定です。

## 2. 当社の執行役員及び従業員並びにグループ会社の取締役への適用

当社の執行役員及び従業員に対し、上記譲渡制限付株式と概ね同様の譲渡制限付株式を付与し、また、当社のグループ会社の取締役に対しても、上記譲渡制限付株式と概ね同様の譲渡制限付株式制度を付与する予定です。

## 3. 本制度の改定の条件

上記の改定は、本株主総会において株主の皆様のご承認が得られることを条件といたします。

## 4. その他

以上の改定点を除き、本制度における内容に変更はございません。

本制度の概要については、2023年10月26日付けの「譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ」をご参照ください。

以 上